

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
が休日には、
と日

鳥取県告示第三百七十三号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名	所在地	変更年月日
変更前	変更後	
医療法人厚生会 森脇病院	米子市加茂町一丁目 六番地	昭和五十五年四月一日
医療法人厚生会 米子内科クリニック		

鳥取県告示第三百七十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条规定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

- ◆ 告示 生活保護法による指定医療機関の名称の変更
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- ◆ 告示 生活保護法による指定医療機関の名称の変更
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理があつたものとみなされるもの
- ◆ 告示 肥料の登録
肥料の登録
- ◆ 告示 開発行為に関する工事の完了
開発行為に関する工事の完了
- ◆ 告示 政治団体の設立の届出
政治団体の設立の届出
- ◆ 告示 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- ◆ 告示 政治団体の解散の届出
政治団体の解散の届出
- ◆ 告示 教育委員会の招集
教育委員会の招集
- ◆ 告示 公安規則
則風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
岡本歯科医院皆生診療所	米子市上福原一八三八一四	昭和五十五年三月十九日
木村歯科医院	境港市小篠津町八九三	昭和五十五年四月十五日
長谷歯科医院	八頭郡智頭町智頭一八六〇	"
八頭郡智頭町智頭一八六〇	八頭郡智頭町智頭一八六〇	"

鳥取県告示第三百七十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次とのとおり告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐伯容子	鳥国医第一、四五六号	昭和五十五年四月八日
西本明	鳥国医第一、四五七号	昭和五十五年四月九日
荒賀茂	鳥国医第一、四五八号	昭和五十五年四月十一日

鳥取県告示第三百七十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和55年4月30日 水曜日

鳥取県公報

第5149号 (第三種郵便物認可)

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	及び名称の住所
鳥取県 第四五八号	中山町梨粒状複合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 七・〇 カリ全量 四・〇	西伯郡中山町下申二 九〇番地 中山町農業協同組合
鳥取県 第四五九号	大栄梨粒状複合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 七・〇 カリ全量 五・〇	中山町梨粒状複合肥料 料五七五号
鳥取県 第四六〇号	倉吉梨粒状複合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 七・〇 カリ全量 五・〇	東伯郡大栄町由良宿 五六一一番地 大栄町農業協同組合
鳥取県 第四六一號肥料	赤崎町梨粒状複合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 七・〇 カリ全量 五・〇	東伯郡赤崎町赤崎一 九九七番地の一 東伯郡赤崎町農業協同組合
鳥取県 料七七五号	ぶどう粒状複合肥料	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	倉吉市農業協同組合
鳥取県 第四六二号	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	ぶどう粒状複合肥料 料五八六号
鳥取県 第五六一號肥料	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うち水溶性りん酸 二・三 うち水溶性カリ 五・〇 うち水溶性カリ 五・〇
鳥取県 第五六二号	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うち水溶性りん酸 二・三 うち水溶性カリ 五・〇 うち水溶性カリ 五・〇
鳥取県 第五六三號肥料	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うち水溶性りん酸 二・三 うち水溶性カリ 五・〇 うち水溶性カリ 五・〇
鳥取県 第五六四號肥料	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うち水溶性りん酸 二・三 うち水溶性カリ 五・〇 うち水溶性カリ 五・〇
鳥取県 第五六五號肥料	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うち水溶性りん酸 二・三 うち水溶性カリ 五・〇 うち水溶性カリ 五・〇

鳥取県 第四六五号	名和町梨粒状複合肥料	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六
鳥取県 第五六一號肥料	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六
鳥取県 第五六二號肥料	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六	うちアンモニア性窒素一・〇 うち水溶性カリ 二・六 うち水溶性カリ 二・六

鳥取県 第四六六号	くみあいほう素マ ンGAN入り南大山 大根粒状配合肥料	うち硝酸性窒素 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性加里 く溶性苦土 く溶性マンガン く溶性ほう素	うち硝酸性窒素 りん酸全量 うち水溶性りん酸 うち水溶性加里 二・〇 一・八・〇 八・〇 五・〇 五・〇 二・〇 〇・三 〇・一
			日野郡江府町大字江尾二〇六一番地 江府町農業協同組合

鳥取県告示第三百七十九号
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廢の指定について）の一部を
次のように改正する。

昭和五十五年四月三十日

「鳥取県大阪事務所 大阪市北区中之島三丁目二の四」を「鳥取県大阪事務所 大阪市北区梅田一丁目一番三一二二〇〇号」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

- 一 開発許可の年月日及び番号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市徳尾字西五反田ノ二
鳥取市里仁三二番地三
世紀団地町内会会長 坂 口 栄 作

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考
相沢英之米子市後援会	松田喜代次	足立 六郎	米子市加茂町二一九一	その他の 政治団体
相沢英之米子市陽光会	山田 淑恵	永見 令子	米子市加茂町二一九一	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づく

相沢英之米子市青英会	東	鞆津村	和也	米子市加茂町二一九一
谷口竹雄後援会	矢野	聯藏谷口	肇氣	高郡氣高町浜村五五一
野坂勉後援会	野本	末治郎野坂	明典	西伯郡岸本町岸本二九〇
松永元一後援会	田山	亥八太田	繁市	西伯郡淀江町淀江五三〇
岡部三郎後援会	野儀	久市中山	藤一	鳥取市古海八一九番地
山田義美後援会	福田	良大島	武夫	西伯郡岸本町大殿一四五
中曾勇後援会	西尾	久雄山田	重雄	岩美郡国府町谷一四の一
鳥取県理容政治連盟	井口	芳雄木下	昭	鳥取市今町二丁目一五六
小谷壽人後援会	市田	純敏本	正克	倉吉市河原町一八〇〇
鳥取県身体障害者政治連盟	上根	庵藏竹本	洋子	鳥取市湖山町三丁目一二
西部みのり会	岩佐	和江作野千鶴代	七	鳥取市自久美町五二
中部みのり会	岡村	功岡村	末廣	八頭郡佐治村春谷四五四
佐治村島栄会	森	岩雄岸本	和久	八頭郡郡家町宮谷二〇〇
徳安寅蔵八頭青年会	湯ノ口隆昭	坂本	の二	八頭郡郡家町宮谷二〇〇
中嶋知義後援会	安部	寛治長谷川安弘	八頭郡郡家町宮谷二〇〇	
県支部	野坂	一三池谷	豊成倉吉市上井五四六	
全国水面政治連盟鳥取	米山英之助	吉田	健鳥取市吉方温泉一丁目一	
後援会	八百谷一洋	江頭	二一	鳥取市吉方温泉一丁目一
渡辺武・やすだ陸美後援会	君野駿平	木下	豊鳥取市戎町三三五	
	"	"	"	鳥取市寺町四二

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
相沢英之東部青英会	代表者	谷口 武	竹中由紀夫
茅野恒治後援会	所の所在事務	米子市角盤町一	米子市角盤町三
すみ栄後援会	主たる事務	丁目一四六	丁目二七
自由民主党鳥取県支部	所の所在地	米子市旗ヶ崎四	米子市旗ヶ崎五
連合会	主たる事務	○七一	三五
民社党鳥取県連合会	所の所在事務	小林国司	坂野重信
	主たる事務	鳥取市数津一六	倉吉市上井町二
	所の所在地	四	丁目
自由民主党智頭支部	代表者	井上 武	鈴木俊民
自由民主党智頭支部	会計責任者	西尾義昭	福田虎藏
智頭町古井喜実後援会	代表者	玉木久夫	寺谷英太郎
	会計責任者	西川重微	八頭郡智頭町市
相沢英之東部後援会	所の所在事務	瀬一五四〇	八頭郡智頭町南
	主たる事務	目一〇三	方一一八三の二
自由民主党江府町支部	所の所在地	岡田京三	寺谷英太郎
自由民主党岸本町支部	主たる事務	西伯郡岸本町吉	藤原米治
自由民主党岸本町支部	所の所在地	長五六の二	西伯郡岸本町吉
会計責任者	会計責任者	和田 進	後藤秀雄
会計責任者	会計責任者	岡田京三	後藤秀雄
勝部亮	会計責任者	石橋 満	後藤秀雄

古井喜実後援会	政治団体の名称	古井喜実後援会	鳥取古井後援会
国際勝共連合鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市吉方温泉三丁目六五三	鳥取市湯所町一丁目一二二
鳥取県建設政治連盟	会計責任者	幸本源孝	田中方藏
鳥取県建設政治連盟	会計責任者	戸板重昭	生野幹雄
齊木幸福後援会	会計責任者	米子市加茂町一丁目三一	米子市目久美町二八の一
井上武後援会	会計責任者	米子市北野一五七	米子市住吉町四
"	代表者	本庄岩男	橋本財藏
"	会計責任者	山根勉	藤田静生
村田実後援会	会計責任者	倉吉市西倉吉町一十三八	倉吉市福守町二四〇
坂野重信後援会	会計責任者	倉吉市伊木二一	倉吉市伊木二十四
自由民主党米子市成実支部	会計責任者	米子市宗像二六六	米子市古市一九七
自由民主党若桜町支部	会計責任者	川頭郡若桜町吉三一三	八頭郡若桜町湯原
自由民主党米子市福生支部	会計責任者	伊藤静雄	赤井通泰
自由民主党若桜町支部	会計責任者	上田郁夫	竹内恒次
鳥取県税理士政治連盟	会計責任者	盛田一男	福井一実
"	会計責任者	米子市皆生二〇五三	米子市皆生一九二八
"	会計責任者	有本武夫	吹野茂吉
"	会計責任者	倉敷敏成	八原棟一
中尾直昭	代表者	鳥取市今町二丁目三五二一	米子市道笑町二二
坂井恭二	代表者	丁目九九	丁目九九

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年四月三十日

日本遺族政治連盟鳥取県本部	会計責任者	神野強	木下昭
鳥取県選挙管理委員会告示第十一号	会計責任者	木下昭	井口芳雄
"	会計責任者	木下昭	木下昭
"	会計責任者	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取市東町一丁目二五六
"	会計責任者	鳥取市東町一丁目二二〇五	鳥取市東町一丁目一二〇五

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考
鳥取県社会保障推進連盟	福田 信雄	豊田 良雄	鳥取市原町1-11	その他の 政治団体
堀安成文後援会	吹野 茂吉	八原 武夫	米子市皆生 九-18	"
寺谷英太郎後援会	大河原行省	和田 進	八頭郡智頭町大字南方一-18三	"
山崎建治東部後援会	小出 英一	藤原精之助	鳥取市米町1-111	"
山崎建治中部後援会	鶴井 勇	大原 忠治	倉吉市湊町1-7三	"
山崎建治西部後援会	井汲 盛夫	竹中 静夫	米子市西福原四九四	"
山崎建治後援会	松岡 稔治	足立 勝治	(鳥取市片原川1-4丁)○一-11	"
鳥取県黒住忠行後援会	米原 穂高	木 文子	鳥取市丸山町1-11八	"
宇田洋後援会	都田 一雄	山本 秀雄	西伯郡令見町天万九八	"
小谷善高後援会	八木 秋穂	香川 五秀	倉吉市昭和町1-11	"

鳥取県社会保障推進連盟			報告年月日	昭和55年1月7日
			報告年月日	(昭和54年12月31日解散)
1 収入総額	15,190円	2 支出総額	0円	
3 支出の内訳		4 支出の内訳		
山崎建治東部後援会			報告年月日	昭和55年1月7日
			報告年月日	(昭和54年12月31日解散)
1 収入総額	15,147円	2 支出総額	0円	
3 支出の内訳		4 支出の内訳		
山崎建治中部後援会			報告年月日	昭和55年1月7日
			報告年月日	(昭和54年12月31日解散)
1 収入総額	1,050円	2 支出総額	0円	
3 支出の内訳		4 支出の内訳		
山崎建治西部後援会			報告年月日	昭和55年1月7日
			報告年月日	(昭和54年12月31日解散)
1 収入総額	0円	2 支出総額	0円	
3 支出の内訳		4 支出の内訳		
山崎建治後援会			報告年月日	昭和55年1月7日
			報告年月日	(昭和54年12月31日解散)
1 収入総額	0円	2 支出総額	0円	
3 支出の内訳		4 支出の内訳		

鳥取県選舉管理監督第十一号
政治資金規正法(昭和11年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出をねがひたのと、同法第110条第一項の規定に基いて、心の趣旨を次のとおり公表す。

昭和54年11月30日

鳥取県選舉管理委員会委員長 岡 詮 正 夫

鳥取県選舉管理監督第十一号			報告年月日	昭和54年6月30日
			報告年月日	(昭和54年12月31日解散)
1 収入総額	0円	2 支出総額	0円	
3 支出の内訳		4 支出の内訳		
山崎建治後援会			報告年月日	昭和55年1月7日
			報告年月日	(昭和54年12月31日解散)
1 収入総額	0円	2 支出総額	0円	
3 支出の内訳		4 支出の内訳		

鳥取県公取会

(第三種郵便物認可(昭和55年4月30日)第5149号)

鳥取県黒住忠行後援会		(昭和54年12月31日解散)	
報告年月日	昭和55年1月8日	1 収入総額	1,790,500円
	(昭和54年12月31日解散)	2 支出総額	1,146,250
1 収入総額	0円	3 収入の内訳	4 支出の内訳
2 支出総額	0	前年繰越額	1,790,500
寺谷美太郎後援会		4 支出の内訳	4 経常経費
報告年月日	昭和54年12月24日	人件費	494,706
	(昭和54年12月22日解散)	光熱水費	172,000
1 収入総額	195,250円	人件費	9,106
2 支出総額	195,250	光熱水費	5,600
3 収入の内訳		5 経常経費	30,000
個人の党費、会費(364人)170,500		6 寄附の内訳	5 年間100万円以下のもの168,000
前年繰越額	24,750	7 備品、消耗品費	15,000
4 支出の内訳		8 事務所費	64,000
経常経費	2,350	9 政治活動費	54,000
事務所費	2,350	10 機関紙誌の発行	54,000
政治活動費		11 その他事業費	54,000
組織活動費		12 宣伝事業費	54,000
選舉関係費		13	
調査研査費	10,800	14	
その他の経費	4,500	15	
小谷善高後援会		16	
報告年月日	昭和55年2月15日	17	
	(昭和51年4月25日解散)	18	
宇田洋後援会		19	
報告年月日	昭和55年1月14日	20	
1 収入総額	168,000円	21	
2 支出総額	168,000	22	

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

鳥取県公安委員会規則第四号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表の表中

賞品一個につ
き千五百円

を

賞品一個につ
き一千五百円

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十五年五月一日から施行する。